

沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金 交付要綱

内閣総理大臣決定

令和7年4月4日府沖振第120号

(通則)

第1条 沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国立大学法人琉球大学（以下「大学」という。）が行う沖縄におけるこどものウェルビーイング指標の検討・測定を始め、教育・保健医療・福祉等の関係分野による学際的な研究（以下「研究」という。）に要する経費に対して補助を行い、もって、沖縄におけるこどもが「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において掲げられた「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）」で生活を送るための施策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 この補助金は、令和7年4月4日府沖振第121号内閣府沖縄振興局長通知の別紙「沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業実施要綱」に基づき大学が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

2 事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は研究に直接的に必要な経費とし、その範囲は次表のとおりとする。

補助対象経費
物品費（設備備品費、消耗品費）
人件費・謝金（人件費、謝金）
旅費
その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費））

3 事業に対する補助金の交付額は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が認め

た額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前項に規定する補助対象経費に係る実支出額（事業に関し、寄付金その他の収入があった場合において、補助対象経費に係る実支出額が事業に要した経費の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。

4 前項による補助金の交付額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（研究計画書の提出）

第4条 大学は、事業を実施しようとするとき、様式第1による研究計画書を、大臣に提出しなければならない。

（交付基準額の決定及び通知）

第5条 大臣は、交付基準額の決定をしたときは、すみやかに大学に通知するものとする。

2 前項の決定は、前条の規定により提出を受けた研究計画書の内容を勘案して行う。

（申請の手続）

第6条 大学は、前条第1項による大臣の通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（変更申請の手続）

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

（交付の決定）

第8条 大臣は、前2条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付決定を行い、大学に通知するものとする。

2 大臣は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、大学に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

3 前2条の規定による申請書が内閣府に到達してから補助金の交付決定（決定の変更を含む。）を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（申請の取下げ）

第9条 大学は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その通知を受けた日から

ら 15 日以内に様式第 3 による補助金交付申請取下書に参考となる書類を添えて大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業に要する経費の配分及び事業の内容の変更)

第 10 条 大学は、事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更（事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、大臣の承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第 11 条 大学は、事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第 4 による事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 12 条 大学は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 5 による事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 大学は、事業の遂行及び収支状況について大臣から報告を求められたときは、速やかに様式第 6 による事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 大学は、事業を完了したとき（第 11 条に規定する中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 7 による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実績報告書には、様式第 8 による研究報告書を添えなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 大臣は、前条の規定による事業の実績報告書の審査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容(第 10 条に基づく承認をした場合には、その承認された内容) 及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大学に通知する。

- 2 大臣は、大学に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 大学は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、前項の規定により返還を命じた場合について準用する。

(交付決定の取消等)

第 17 条 大臣は、第 11 条の規定により事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 条の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 大学が、適正化法、施行令その他の法令若しくはこの交付要綱又は法令若しくはこの交付要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 大学が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
- 三 大学が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 15 条第 3 項の規定は、第 2 項の規定により補助金の返還を命じた場合について準用する。

(補助金の支払)

第 18 条 大臣は、第 15 条の規定により支払うべき額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 大学が概算払による支払を要望する場合は、大臣は、必要があると認められる場合においては、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条第 1 項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。
- 3 大学は、前 2 項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 10 による補助金精算（概算）払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

- 第 19 条 大学は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、大学に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 20 条 取得財産等のうち施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち、1 個又は 1 組の取得価格が 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 2 施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 大学は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前条第 2 項の規定は、前項の規定により承認する場合について準用する。

（補助金の経理）

- 第 21 条 大学は、事業に要した経費について、他の経理と区分して収入及び支出を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 大学は、前項の収入及び支出について、その収入及び支出内容に関する証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、補助金の額の確定の日（第 11 条の規定により、事業の中止又は廃止について大臣の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産がある場合は、当該期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。

(その他)

第 22 条 特別の事情により、第 7 条及び第 14 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 4 日から適用する。

様式第1（第4条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金研究計画書

標記について、別添関係書類のとおり提出します。

添付書類（計画する研究課題ごとに、別葉にて作成すること。）
1. 研究計画書（研究課題名）（別添1）

※以下、計画する研究課題ごとに、別葉にて作成すること。

様式第 1（別添 1）

1 研究総括表

区分	☐ 保健医療分野研究 ☐ 教育分野研究 ☐ 福祉分野研究 ☐ 総括研究			
研究課題名				
研究対象・ 測定目標 とする指標等	指標名等			
	直近の値、 出典	沖縄		
		全国		
	「こども大綱」 等における該当 記述の有無			
当該年度の 研究事業 予定期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日 年計画の 年目			
研究者氏名				
部署				
職名				
住所	〒			
電話番号				
E-mail				
事務担当者 氏名		事務担当部署 名・連絡先等	部署名	
			電話番号	
			E-mail	

様式第 1（別添 1）

2 研究目的

【研究目的】

＜研究全体の目的＞

＜各年度の目標＞

【期待される効果】

【流れ図】

様式第 1（別添 1）

3 研究計画・方法・実施体制等

【研究全体の計画・方法】

・各年度の計画・方法

【他分野との連携】

【倫理面への配慮】

様式第 1 （別添 1）

【実施体制】

研究者等氏名	所属機関 部署 職名	研究における役割

様式第 1（別添 1）

4 経費所要額内訳

（単位：千円）

補助 対象 経 費	大項目	中項目	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	計
	1. 物品費	設備備品費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		消耗品費	0	0	0	0
		(主な使途)				
	2. 人件費・ 謝金	人件費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		謝金	0	0	0	0
		(主な使途)				
	3. 旅費	旅費	0	0	0	0
		(主な使途)				
	4. その他	外注費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		印刷製本費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		会議費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		通信運搬費	0	0	0	0
		(主な使途)				
		光熱水料	0	0	0	0
		(主な使途)				
その他		0	0	0	0	
(主な使途)						
合 計			0	0	0	0

様式第2（第6条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金（変更）交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう別添関係書類を添えて申請
します。

- 1 申請額 金 円
その内訳は別紙のとおり。
- 2 事業期間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで
- 3 経費所要額調書（総括表）（別添1）
- 4 研究計画書（計画する研究課題ごとに枝番を振り、別葉にて作成すること。）
(1) 研究計画書（研究課題名）（別添2－1）
- 5 添付書類
(1) 収入支出予算（見込）書の抄本
(2) その他参考となる資料
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。
申 請 額 金 円 (A)
前回までの交付決定額 金 円 (B)
差引今回変更増△減額 金 円 (A)－(B)
- 6 変更理由書（変更申請の場合）

様式第 2 （別紙）

（単位：円）

区分		申請額
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
合 計		

様式第 2（別添 1）

経 費 所 要 額 調 書（総括表）

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 ((A)－(B))	補 助 対象経費 支出予定額	交付基準額	選 定 額 ((D)と(E)の いずれか 少ない方 の額)	国 庫 補 助 基 本 額 ((C)と(F)の いずれか 少ない方 の額)	国庫補助金 所 要 額 (千円未満 切り捨て)	国庫補助金 交付決定額	差 引 追加交付 (一部取消) 申 請 額 ((H)－(I))
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
研究課題名										
研究課題名										
研究課題名										
研究課題名										
合 計										

※(I) 欄及び(J) 欄については、交付要綱第 7 条による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

※以下、計画する研究課題ごとに枝番を振り、別葉にて作成すること。第4条の規定により提出した研究計画書の記載内容に準じて記入すること。ただし、事前評価委員会のコメントを受けたこと等により、研究計画書の時点から変更した点があれば、当該項目を修正して記入すること。

様式第2（別添2－1）

1 研究総括表

区分	☐ 保健医療分野研究 ☐ 教育分野研究 ☐ 福祉分野研究 ☐ 総括研究			
研究課題名				
研究対象・ 測定目標 とする指標等	指標名等			
	直近の値、 出典	沖縄		
		全国		
	「こども大綱」 等における該当 記述の有無			
当該年度の 研究事業 予定期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日 年計画の 年目			
研究者氏名				
部署				
職名				
住所	〒			
電話番号				
E-mail				
事務担当者 氏名		事務担当部署 名・連絡先等	部署名	
			電話番号	
			E-mail	

様式第 2（別添 2－1）

2 研究目的

【研究目的】

＜研究全体の目的＞

＜各年度の目標＞

【期待される効果】

【流れ図】

様式第 2（別添 2－1）

3 研究計画・方法・実施体制等

【研究全体の計画・方法】

・各年度の計画・方法

【他分野との連携】

【倫理面への配慮】

様式第 2（別添 2－1）

【実施体制】

研究者等氏名	所属機関 部署 職名	研究における役割

様式第 2（別添 2－1）

経 費 所 要 額 調 書（個別表）

（研究課題名）

	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 ((A)－(B))	補 助 対象経費 支出予定額	交付基準額	選 定 額 ((D)と(E)の いずれか 少ない方 の額)	国 庫 補 助 基 本 額 ((C)と(F)の いずれか 少ない方 の額)	国庫補助金 所 要 額 (千円未満 切り捨て)	国庫補助金 交付決定額	差 引 追加交付 (一部取消) 申 請 額 ((H)－(I))
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
物品費										
人件費・謝金										
旅費										
その他										
合 計										

※(I)欄及び(J)欄については、交付要綱第7条による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

様式第3（第9条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金交付申請取下書

(元号) 年 月 日付け 第 号をもって申請した(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、申し出ます。

記

様式第4（第11条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

（元号） 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

（元号） 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた（元号）
年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金に
係る補助事業については、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、関係書類
を添えて申請します。

記

様式第 5（第 12 条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金補助事業遅延報告書

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金について、下記のとおり補助事業の遅延が生じたため、報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対する措置内容
- 5 遅延が業務に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第6（第13条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金補助事業状況報告書

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金について、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

- 1 補助事業実施概要
- 2 補助事業収支状況

様式第 7（第 14 条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金事業実績報告書

標記について、別添関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
その内訳は別紙のとおり。
- 2 経費精算調書（総括表）（別添 1）
- 3 経費精算調書（個別表）（別添 2）
- 4 添付書類
(1) 収入支出決算（見込）書の抄本
(2) その他参考となる資料

様式第 7 （別紙）

（単位：円）

区分		精算額
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
研究課題名	物品費	
	人件費・謝金	
	旅費	
	その他	
	計	
合 計		

様式第 7 (別添 1)

経 費 精 算 調 書 (総括表)

[illegible]

様式第7 (別添2)

(研究課題名)

[illegible]

様式第8（第14条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金研究報告書

標記について、別添関係書類を添えて報告します。

添付書類（実施した研究課題ごとに、別葉にて作成すること。）

1. 研究報告書（研究課題名）（別添1）

※以下、実施した研究課題ごとに、別葉にて作成すること。

様式第8（別添1）

（元号） 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金研究報告書

研究課題名	
研究期間	（元号） 年 ～ （元号） 年
研究者氏名	
部署	
職名	

1. 研究開始当初の背景

2. 研究の目的

3. 研究の方法

4. 研究の成果

5. 研究組織

研究者等氏名	所属機関・部署・職名

6. その他

--

7. 流れ図

様式第9（第16条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定があった(元号)
年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金に
ついて、沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助
金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 円

3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

様式第 10（第 18 条関係）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

官署支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

住 所
国立大学法人琉球大学
代 表 者 氏 名

(元号) 年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた
研究推進事業費補助金精算（概算）払請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた(元号)
年度沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金に
ついて、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算（概算）払請求金額 円
- 2 請求金額の算出内訳（別紙）
- 3 概算払を必要とする理由（概算払請求をする場合に限る。）
- 4 振込先金融機関・支店名、預金種別、口座名及び口座番号

様式第10（別紙）

区分		確定額（交付決定額）	受入済額	今回請求額	今回請求後受入未済額
研究課題名	物品費				
	人件費・謝金				
	旅費				
	その他				
	計				
研究課題名	物品費				
	人件費・謝金				
	旅費				
	その他				
	計				
研究課題名	物品費				
	人件費・謝金				
	旅費				
	その他				
	計				
研究課題名	物品費				
	人件費・謝金				
	旅費				
	その他				
	計				
研究課題名	物品費				
	人件費・謝金				
	旅費				
	その他				
	計				
合 計					